

令和 7 年 1 月 1 4 日

お客様各位

神戸市職員信用組合

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

平成 2 6 年 1 0 月 1 日から平成 2 7 年 9 月 3 0 日までの間に最終異動日等のあった預金等を令和 8 年 1 月 1 3 日※までに預金保険機構に移管します。当該移管の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、神戸市職員信用組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

以上

※法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の移管日と異なります。

お問い合わせ先 神戸市職員信用組合 預金担当 078-984-0504